

# 国際知財司法シンポジウム2025(JSIP2025)

## 主催者合同企画及び裁判所パートの結果概要

知的財産高等裁判所判事 岩井 直幸

知的財産高等裁判所判事 天野 研司

### 第1 はじめに

#### 1 開催の経緯と概要

2025年10月23日及び24日の2日間にわたり、国際知財司法シンポジウム2025(JSIP2025)が開催された。本シンポジウムは、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットが共同主催するもので、2017年の開始以来、9回目を迎えた。2025年は、日本の知的財産高等裁判所(知財高裁)が設立されて20周年という記念すべき節目の年であり、これを記念して「知財紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～」という全体テーマが掲げられた。

本シンポジウムは、会場とオンライン配信を併用するハイブリッド方式で実施され、参加者数は、会場参加者が2日間の延べ人数で約390人、オンライン視聴者が2日間の延べ人数で約580人であった。プログラムは2日間にわたって構成され、1日目の前半に主催者合同企画、後半に法務省パートが実施され、2日目の前半に特許庁パート、後半に裁判所パートが実施された。本稿では、これらのプログラムのうち、シンポジウムの幕開けとなった「主催者合同企画」における講演及びパネルディスカッション並びにシンポジウムを締めくくった「裁判所パート」におけるパネルディスカッションの様態を中心に、その議論の概要を報告する<sup>1,2</sup>。

#### 2 開会挨拶

シンポジウムの冒頭、主催者を代表して渡邊恵理子最高裁判事より開会の挨拶が行われた。挨拶の中で渡邊判事は、近年のビジネス活動のボーダレス化に伴い、企業の知財保護がグローバル規模で求められている現状を指摘した。また、企業が同一又は類似の知財紛争に複数の法域で同

---

1 主催者合同企画及び裁判所パートの実施に向けては、登壇者となった城山康文弁護士、相良由里子弁護士、藤川義人弁護士のほか、弁護士知財ネットから、林いづみ弁護士、矢部耕三弁護士、小池眞一弁護士、日野英一郎弁護士、内田誠弁護士、片山史英弁護士、羽鳥貴広弁護士を始めとした多数の弁護士、そして裁判所関係者からも数多くの基礎資料や助言を頂いた。なお、登壇者等の肩書は、JSIP2025が実施された2025年10月24日当時のものである。

2 当日のプログラムを撮影した動画は、最高裁行政局Youtube <[https://www.youtube.com/channel/UC8e\\_LoV04a5G254ry87EaoQ](https://www.youtube.com/channel/UC8e_LoV04a5G254ry87EaoQ)>にて視聴可能である(いずれも会場音源版、日本語版及び英語版がある)。また、当日用いられた資料(プレゼンテーション等、パネルディスカッションスライド等)は、知財高裁ウェブページのJSIP2025のページ <[https://www.courts.go.jp/ip/jsip/2025/index\\_1.html](https://www.courts.go.jp/ip/jsip/2025/index_1.html)>にて公開されている。

時並行的に直面する事態が増加していることから、各国・各地域における法制度や実務の理解を深め、国際的な法の調和（ハーモナイゼーション）を図ることの重要性を強調した。日本政府の「知的財産推進計画」においても、標準必須特許（SEP）等のクロスボーダーな課題への対応や、国際的な連携構築の重要性が明記されており、JSIPはそのような要請に応える極めて重要な場であるとの認識が示された。特に本年は知財高裁設立20周年という重要な節目（マイルストーン）に当たり、これまでの20年間の知財司法・行政の歩みを振り返りつつ、現在及び将来の課題について議論を深めることが、参加者にとって未来を形作る強固な基盤となることへの期待が述べられた。



渡邊恵理子最高裁判所判事による開会挨拶

## 第2 主催者合同企画「知財高裁・知財行政の20年の歩みと国際的動向」

### 1 基調講演：知財高裁の20年の歩み

主催者合同企画の冒頭で、知財高裁の本多知成所長より、知財高裁設立からの20年間の歩みについて講演が行われた。本多所長はまず、知財高裁が2005年4月1日に設立されてから今年で20年が経過したことに触れ、その淵源は1950年の東京高裁における知財集中部の設置にまで遡ると説明した。知財高裁は、2022年10月に現在の東京・中目黒の庁舎（ビジネス・コート）に移転し、知財事件を専門的に取り扱う東京高等裁判所の特別の支部として機能している。具体的な事件処理状況として、侵害訴訟の新規受理件数は設立以降概ね横ばいで推移しているものの、平均審理期間は概ね12か月前後で推移しており、設立以前（1999年頃）の平均審理期間である約13か月と比較して迅速化が達成されているとした。また、審決取消訴訟については、新規受理件数が設立当初の約600件から昨年は116件にまで減少しており、平均審理期間は約14か月から9か月前後へと短縮されている実績が紹介された。

専門性の確保については、現在11名の裁判所調査官（特許庁審査官・審判官出身者や弁理士）が在籍し、技術的側面から裁判官を補佐していること、また約200名の専門委員（大学教授や研究者等の第一人者）が任命されており、技術説明会等を通じてこれまでに延べ2400人以上が関与し、裁判官の技術理解を支えている現状が語られた。知財高裁の特徴である大合議制度については、これまでに16件の判決が出されており、令和に入ってから「二酸化炭素含有粘性組成物事件」（2019年）、「美顔器事件」（2020年）、「椅子式マッサージ機事件」（2022年）、「コメント配信システム事件」（2023年）に加え、直近の2025年3月に言い渡された「豊胸用組成物事件」など、重要な論点について規範を示し実務の指針となっていることが強調された。